

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

人とケモノが住み分けるふるさと栃木の人づくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県

3. 地域再生計画の区域

栃木県の全域

4. 地域再生計画の目標

(栃木県の地勢)

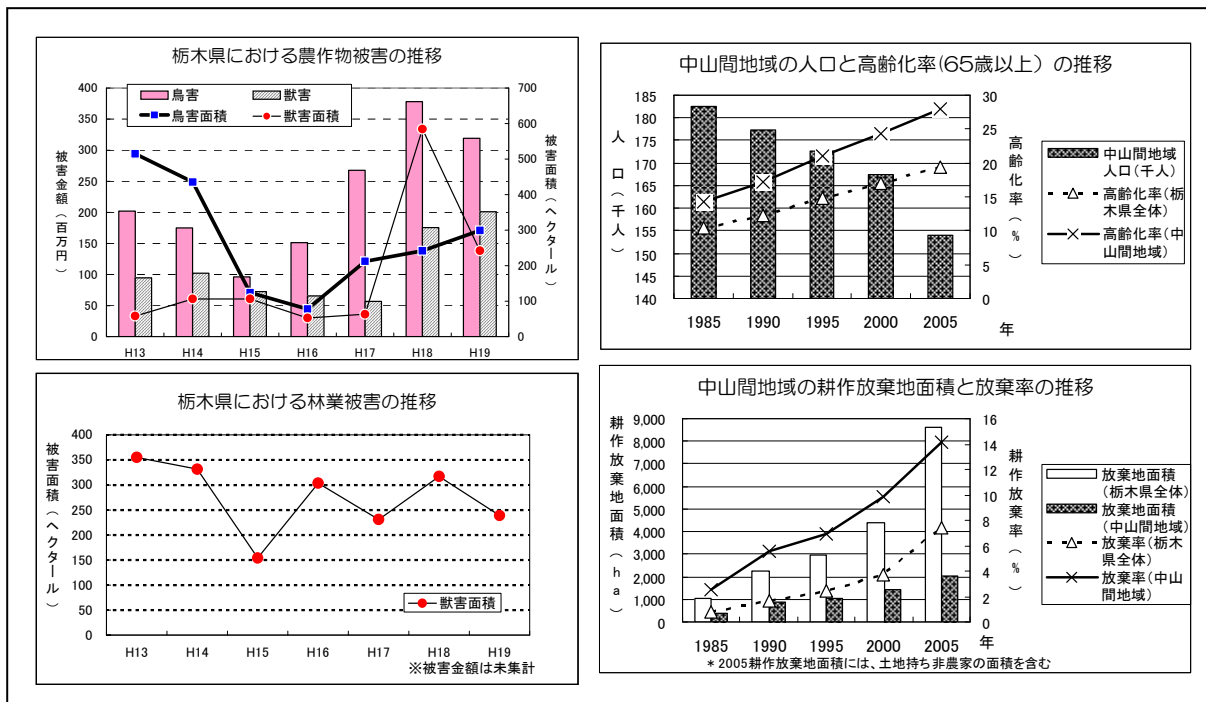
本県は、東京から60～160kmの距離にあり、関東平野の北端に位置している。北部から西部にかけては那須連山と日光連山、東部には八溝山地が存在しており、その下流域となる中央部から南部にかけては広大な平野が広がる。このため、平野部から山間部に至る多様な地理的環境を有している。総面積のうち、農林地は7割以上を占めており、農林漁業従事者の割合は、7%程度である。

平野部では、首都圏に位置する地理的優位性を生かした米麦・園芸・畜産の調和のとれた生産構造である首都圏農業が盛んである。一方、中山間地域においては、地理的に不利な条件等により農業生産活動の維持が困難であり、耕作放棄地の増加等により農村環境が悪化している。山間部では、森林面積の45%が人工林となっており、スギ、ヒノキを中心とした林業が営まれているが、木材価格の低迷などに伴い、間伐などの手入れが行われず荒廃した奥山林や、放置され暗くヤブとなった里山林が増加している。

(野生鳥獣の現状と人材育成の目標)

中山間地域では、過疎化・高齢化や生活・生産様式の変化により農林地における人間の活動が低下してきている一方、野生鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の高齢化・減少も進行しつつある。このため、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシといった一部の鳥獣の個体数増加と生息域の拡大が進行し、農林水産業等の被害が深刻化するなど、人と野生鳥獣の均衡関係が崩れてきている。これらの種は、耕作地、植林地、二次林など人間の活動域周辺のいわゆる里山において拡大していることが環境省の調査によっても明らかにされている。里山における鳥獣害は、営農意欲に大きな打撃を与え、地域の更なる過疎化・高齢化を招くという悪循環が発生している。これに対し、従来から様々な農林業被害対策がとられているものの、生態等科学的知見の不足から、実態に合わない対策が行われることもあった。また、被害対策は農家個人の努力・工夫によるところが多く、地域ぐるみの防除が行われにくい状況となっていた。

このため栃木県では、「第10次鳥獣保護事業計画」に基づき、人と野生鳥獣のバランスの回復へ向け、科学的・計画的な野生鳥獣の保護管理を行うこととしている。特にニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシについては、「特定鳥獣保護管理計画」を策定し、捕獲、被害対策、環境整備を含めた総合的な対策により、野生鳥獣に対して一定の圧力を加え続ける「闘争的な共



存」を図るべく、各種施策に取り組んでいる。その実施にあたっては、効果的な対策を地域が一体となって行う必要があるため、地域の相談役ともなる専門的な知識・技術を有する指導者を養成し、必要とされる現場に適切に配置することを、施策の重要目標のひとつとして位置づけているところである。

(具体的目標)

大学との連携により野生鳥獣の保護管理を担う人材を養成し、野生鳥獣と人間との住み分けを図ることにより、安心して暮らせる魅力ある地域づくりに資する

- 地域鳥獣管理プランナーの育成：20名（現0名）
- 地域鳥獣管理専門員の育成：40名（現0名）
- 地域鳥獣管理専門員が参加する地域の被害対策協議会の数：10箇所（現0箇所）
- 耕作放棄地対策取組市町数：30市町（現10市町）

(地域鳥獣管理プランナー・管理専門員の詳細については、後述の5-3-1参照)。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

宇都宮大学は、野生鳥獣と自然生態系の保全、ならびに人間活動との調和を目的とした研究を行う野生鳥獣管理研究室を有しており、次世代の野生鳥獣保護管理を担う人材の育成を行っている。県の施策と宇都宮大学が提案した「里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム」との官学連携の取り組みを行うことにより、県が有する対象地域の特性や野生鳥獣の生息・被害状況、住民のニーズなどの現場の情報を基礎として、大学でのこれまでの研究成果を生かした講義や実践的な実習を行う。これにより、野生鳥獣の生態や農林業等被害の防除手法に関する基本的知識や経験を有し、地域における防除対策の実施に際して指導を行うことができ、かつ野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理の推進に資することができる人材を養成する。

これらの人材を活用し、野生鳥獣と人間との住み分けを図ることにより、安心して暮らせる魅

力ある地域づくりを行う。

なお、県においては、人材養成が時宜を得た適切なものとなるよう、必要な情報の提供に努めるほか、現場における人材活用について市町村の合意形成を図る。また、県民に対して野生鳥獣保護管理対策への理解の促進に努め、対策へのボランティア参加を促すとともに、各種補助事業を実施することにより、捕獲や被害対策を支援していく。

5-2 法第5章の特例の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

(1) 支援措置の名称

【B0801】科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

(2) 地域再生人材養成ユニット名

里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム

(3) 実施主体

国立大学法人 宇都宮大学

(4) 実施期間

平成21年7月～平成26年3月

(5) 事業内容

宇都宮大学と栃木県が連携し、県が進める特定鳥獣保護管理計画の目的に沿って、地域の問題解決にあたることができる人材を養成する。当プログラムには、次の2つのカリキュラムを設ける。

○地域鳥獣管理プランナー養成

大学院修士課程において、地域での情報収集、問題点の解明、解決法の提案と実施計画策定まで、トータルに行うことのできる技術者を養成する。

○地域鳥獣管理専門員養成

県や市町村職員、農林業関係団体、鳥獣保護員、猟友会関係者等を対象とし、野生鳥獣の生態をふまえた効果的かつ低コストな被害防止施設・手法の普及指導や、地域ぐるみで行う野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりの指導などを行うことのできる人材を養成する。

5-3-2 独自に行う事業

(1) 特定鳥獣保護管理事業

特定鳥獣保護管理計画対象種であるニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシについて、狩猟や有害鳥獣捕獲等の捕獲情報や被害情報を収集・分析することにより、県内で実施されている各種施策の評価を毎年行う。得られた最新情報を人材養成プログラムに生かすことにより、時宜を得た適切なカリキュラム構成につなげる。

(2) 次世代捕獲担い手確保事業

増えすぎた鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者を育成、確保するため、狩猟免許制度PRのため

の出前講座や、免許取得初心者の技術研修を行う。

(3) 専門的知識を有する人材の活用

特定鳥獣保護管理計画に基づき、市町村が作成する特定鳥獣保護管理地域計画において、地域の被害対策協議会への参加や現場指導の実施など、研修修了者の人材活用を積極的に進めるよう指導する。

将来的には、大学や市町村、地元住民等との連携による「里山野生鳥獣協働管理システム」を設立し、養成された人材を継続的に活用するための体制整備に努める。

(4) 野生鳥獣保護管理連絡調整会議による情報収集と合意形成

市町村をはじめとした関係主体によって構成される野生鳥獣保護管理連絡調整会議において、現場のニーズについての情報を収集するとともに、積極的な人材活用についての合意形成を図る。

(5) 地域鳥獣管理サポーターの育成と活用

各種イベントやホームページなどの場を利用して、農林業被害者のみならず都市部住民や学生などを対象に、野生鳥獣保護管理対策への理解の促進を図る。また、これらの人材が、「地域鳥獣管理サポーター」として地域の対策にボランティア参加できるよう、「とちぎ夢大地応援団*」など既存のボランティア制度の活用を進める。

*とちぎ夢大地応援団：農業・農村の豊かな地域資源の保全と継承を目標として、都市住民・地域住民・行政の三者が協働するボランティア組織。事務局は(財)栃木県農業振興公社。

(6) 各種補助事業等による対策の推進

各種補助事業等の実施により、捕獲や被害対策を支援する。活用が考えられる補助事業等は、以下のとおり。

事業名	国・県別	支援内容
イノシシ捕獲促進強化事業	県単	イノシシの捕獲
特定獣適正管理事業	県単	シカ・サルの捕獲、サルのパトロール、クマ放獣
明るく安全な里山林整備事業	県単	獣害防止のための緩衝帯整備
住民参加型獣害防護対策実践モデル事業	県単	住民参加による総合的な獣害防護対策
鳥獣害防止総合対策事業	国庫	箱わなの導入、犬による追い払い、侵入防止柵の設置等

6 計画期間

認定の日から平成26年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

年度ごとに目標達成状況や改善すべき事項等の調査・評価を行うとともに、必要があれば改善策を検討する。また、計画終了後には、最終の事業評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし